

表-7 契約方法別の落札率の分布 (平成22年度)

《競争入札(一般・指名)の場合》

(単位:件、%)

業務区分	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%	合計
1 清掃業務		1	2	5	12	7	8	12		47
2 警備業務			2	2	2	4	7	20	13	50
3 エレベーター設備保守点検業務	1	1			2	3	3	6	1	17
4 庁舎設備管理業務						1		5	1	7
5 電話交換業務					3					3
6 受付業務						1				1
7 自家用電気工作物保守点検業務							1	3		4
8 空調設備管理業務			1		3	2	4	6	1	17
9 消防用設備保守点検業務	1	1			1		1			4
10 自動ドア保守点検業務				1			1			2
合計	2	3	5	8	23	18	25	52	16	152
構成比	1.3	2.0	3.3	5.3	15.1	11.8	16.4	34.2	10.5	100.0

《随意契約(2者以上の見積り)の場合》

(単位:件、%)

業務区分	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%	合計
1 清掃業務		3	1	5	4	8	11	8	3	43
2 警備業務		1		2	1	1		2	7	14
3 エレベーター設備保守点検業務	2			1	2	2	7	7	8	29
4 庁舎設備管理業務		1	1	2	2	5	3	17	18	49
5 電話交換業務										
6 受付業務										
7 自家用電気工作物保守点検業務				2	5	7	15	44	70	143
8 空調設備管理業務	1		2	2	3	4	10	23	15	60
9 消防用設備保守点検業務	4	3	5	9	8	14	17	49	42	151
10 自動ドア保守点検業務			1				2	4	10	17
合計	7	8	10	23	25	41	65	154	173	506
構成比	1.4	1.6	2.0	4.5	4.9	8.1	12.8	30.4	34.2	100.0

《随意契約(1者の見積り)の場合》

(単位:件、%)

業務区分	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%	合計
1 清掃業務				1		1		10	10	22
2 警備業務						1		1	17	19
3 エレベーター設備保守点検業務					1			6	2	9
4 庁舎設備管理業務					1		1	6	8	16
5 電話交換業務										
6 受付業務										
7 自家用電気工作物保守点検業務								3	5	8
8 空調設備管理業務								6	7	13
9 消防用設備保守点検業務								1	1	2
10 自動ドア保守点検業務							1	1	3	5
合計				1	2	2	2	34	53	94
構成比				1.1	2.1	2.1	2.1	36.2	56.4	100.0

(5) 随意契約の状況

随意契約のうち、見積参加業者数による内訳は、表-8のとおりです。1者見積りの件数は、全体の15.7%となっています。業務によってばらつきがありますが、清掃業務及び警備業務では、1者見積りの割合が他に比べて高くなっている状況です。

表-8 随意契約における見積参加業者数別契約件数（平成22年度）

(単位：件、%)

業務区分	2者以上の見積徴取		1者見積徴取		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1 清掃業務	43	66.2	22	33.8	65	100.0
2 警備業務	14	42.4	19	57.6	33	100.0
3 エレベーター設備保守点検業務	29	76.3	9	23.7	38	100.0
4 庁舎設備管理業務	49	75.4	16	24.6	65	100.0
5 電話交換業務	—	—	—	—	—	—
6 受付業務	—	—	—	—	—	—
7 自家用電気工作物保守点検業務	143	94.7	8	5.3	151	100.0
8 空調設備管理業務	60	82.2	13	17.8	73	100.0
9 消防用設備保守点検業務	151	98.7	2	1.3	153	100.0
10 自動ドア保守点検業務	17	77.3	5	22.7	22	100.0
合計	506	84.3	94	15.7	600	100.0

1者見積りの理由としては、そのほとんどが、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）（以下「規則」という。）第136条の2第1項第1号に規定する「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。」に該当するものとして処理されていました。具体的には、障害者の社会参加支援のための業務委託により各地域での相手方が特定される場合、電話交換設備の保守業務が製造会社に特定される場合などです。

随意契約のうち、予定価格が100万円を超えるものは、7件ありました。随意契約とした理由等は、表-9のとおりです。

表-9 予定価格が100万円を超える随意契約の件数・理由（平成22年度）

(単位：件)

業務区分	契約件数	随意契約の理由
1 清掃業務	2	政令第167条の2第1項第3号該当 （障害者支援施設、地域活動支援センター、シルバー人材センター等から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約等） ・障害者支援施設に委託した清掃作業業務
4 庁舎設備管理業務	2	政令第167条の2第1項第2号該当 （契約の性質又は目的が競争入札に適さない契約）
8 空調設備管理業務	3	・相手方が特定される電話交換設備等の保守業務 ・開発業者以外の対応ができない設備管理業務等
合計	7	

(6) 予定価格の算出

予定価格の算出方法については、表-10のとおりです。当年度予算や前年度以前の実績により予定価格を算出している例が最も多く、全体の57.6%を占めています。一方、参考見積書の徴取は、7.8%と低い状況となっています。

表-10 予定価格の算出方法(平成22年度)

(単位:件、%)

業務区分	資料等		予算・実績		参考見積		その他		合計※	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
1 清掃業務	76	58.9	44	34.1	6	4.7	3	2.3	129	100.0
2 警備業務	30	33.0	49	53.8	11	12.1	1	1.1	91	100.0
3 エレベーター設備保守点検業務	31	48.4	27	42.2	5	7.8	1	1.6	64	100.0
4 庁舎設備管理業務	28	35.9	44	56.4	5	6.4	1	1.3	78	100.0
5 電話交換業務	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
6 受付業務	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
7 自家用電気工作物保守点検業務	24	14.6	121	73.8	16	9.8	3	1.8	164	100.0
8 空調設備管理業務	28	27.5	60	58.8	12	11.8	2	2.0	102	100.0
9 消防用設備保守点検業務	44	26.5	112	67.5	7	4.2	3	1.8	166	100.0
10 自動ドア保守点検業務	8	29.6	17	63.0	2	7.4	0	0.0	27	100.0
合計	272	33.0	475	57.6	64	7.8	14	1.7	825	100.0

※ 複数回答があるため、合計は表1の契約件数とは一致しない。

(7) 業者選定の要件

指名競争入札及び随意契約における業者選定の要件については、表-11のとおりです。過去の実績による選定が最も多く、全体の約半数を占めています。緊急時の迅速な対応の必要性などにより、本店営業所の所在地を主な要件としている機関も目立ちます。

表-11 業者選定要件(平成22年度)

(単位:件、%)

業務区分	所在地		配置技術者		過去の実績		その他		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
1 清掃業務	15	22.1	1	1.5	39	57.4	13	19.1	68	100.0
2 警備業務	10	26.3	0	0.0	22	57.9	6	15.8	38	100.0
3 エレベーター設備保守点検業務	11	29.7	2	5.4	19	51.4	5	13.5	37	100.0
4 庁舎設備管理業務	19	31.1	4	6.6	33	54.1	5	8.2	61	100.0
5 電話交換業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 受付業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 自家用電気工作物保守点検業務	58	32.6	29	16.3	88	49.4	3	1.7	178	100.0
8 空調設備管理業務	22	28.9	6	7.9	33	43.4	15	19.7	76	100.0
9 消防用設備保守点検業務	62	34.4	14	7.8	101	56.1	3	1.7	180	100.0
10 自動ドア保守点検業務	4	23.5	0	0.0	10	58.8	3	17.6	17	100.0
合計	201	30.7	56	8.5	345	52.7	53	8.1	655	100.0

※ 複数回答がある。また、公募型見積合わせ方式(8参照)分は含まない。

(8) 入札(見積)事務の見直し

入札(見積)事務の見直し状況は、表-12のとおりです。見直し内容では、「仕様」が最も多い状況となっています。

また、警察本部では、平成22年1月から公募型見積合わせ方式※を導入し、警察署等の現地機関全体で82件の実績がありました。

※ 公募型見積合わせ方式:契約方法は随意契約であるが、委託業務等の情報をホームページ等に公開して県内の者から広く見積書の提出を求める方式

表-12 入札(見積)事務の見直し状況(平成22年度)

(単位:機関、%、件)

〈参考〉

業務区分	委託業務 対象機関数	見直し内容					公募型見積合 わせによる契 約件数 (件)
		見直しを行 った機関数	割合	仕様	選定業者	入札・見積 時期	
1 清掃業務	82	26	31.7	26	13	5	12
2 警備業務	67	11	16.4	6	6	0	-
3 エレベーター設備保守点検業務	52	7	13.5	4	3	0	7
4 庁舎設備管理業務	54	12	22.2	5	5	4	15
5 電話交換業務	3	0	0.0	0	-	0	-
6 受付業務	1	1	100.0	1	-	0	-
7 自家用電気工作物保守点検業務	153	30	19.6	22	11	2	11
8 空調設備管理業務	63	12	19.0	7	7	4	16
9 消防用設備保守点検業務	152	52	34.2	23	28	10	15
10 自動ドア保守点検業務	24	2	8.3	2	1	0	6
合計							82

(9) 履行確認

履行確認については、おおむね適切に処理されていましたが、一部の機関において検査職員と監督職員が同一職員(事務担当者)であった事例が見受けられました。

(10) 確認事項

実地調査の際に、担当者からの聞き取り等により確認した事項は、次のとおりです。

ア 仕様書の作成

委託業務の仕様書の作成に苦慮している機関が多く見受けられました。担当者が委託業務に関する専門知識がないためというのが主な理由です。

イ 予定価格の算出

各機関の担当者は、それぞれの業務の仕様書を基に委託業務の予定価格を算出することとなりますが、算出に当たっての明確な基準がないため、上記アと同様、苦慮している機関が多く見受けられました。

予定価格の算出に係る事例として、委託料を算出して予算主管課に予算を要望したところ、減額の予算再配当となったため、予定価格の算出方法を見直さざるを得なかった機関がありました。

また、業者から徴取する参考見積書は無償であることから、予定価格の算出のためのみに、業者に対して見積書の提出を依頼しにくいという意見がありました。

ウ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の試行的導入

県庁における平成22年度の清掃業務及び警備業務において、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」が試行的に導入されました。同制度については、今後、各合同庁舎での同様の業務への適用が検討されています。

エ 委託業務の契約解除事例

合同庁舎における平成21年度のエレベーター保守点検業務において、予定価格に対して約1割の金額で落札した業者が履行不能状態に陥り、契約を解除した事例がありました。

5 総括意見

監査の結果、重点監査事項に関して、おおむね適正に事務が執行されていたと認められましたが、一部の機関において指導事項がありました。

指導事項については、速やかに是正するとともに、今後の事務の公平性、透明性及び効率性を図る観点から、次の(1)から(3)までの事項について検討してください。

(1) 公平性・透明性の確保

ア 適正な契約事務

契約事務は、他の事務と同様、法令等に基づき適正に実施しなければなりません。

しかしながら、一部の機関において、請負人等選定調書を作成していなかったもの、また、長期継続契約の事前協議をしていなかったものが見受けられたことから、今後の契約事務について、より一層の適正化に努めてください。(共通)

イ 予定価格の適正化

委託業務に係る予定価格は、表-10のとおり「予算・実績」を基準とすることが多く、契約を繰り返すごとに、年々落札額が低下する事例があります。こうした中では、結果として業務の質の低下や安全性が軽視されることも懸念されます。

そのため、予定価格については、過去の実績のみを重視することなく、主に業務の仕様を基準として適正に設定してください。

(共通)

ウ 公募型見積合わせ方式の活用

現在、物品等の調達については、一部機関で公募型見積合わせにより行っていますが、この方式は透明性の確保及び競争性の向上を図る上で有効であると考えられることから、県庁舎及び合同庁舎における委託業務への適用拡大について検討してください。

(管財課)

(2) 効率化の推進

ア 仕様書の作成方法及び予定価格の算出方法のマニュアル化等

仕様書の作成及び予定価格の算出は、契約事務において非常に重要な部分です。しかしながら、担当者によっては、業務に対する専門的な知識がないなどの理由により、仕様書の作成や予定価格の算出に苦慮している状況が見受けられます。

その重要性に鑑み、当面、実施機関の多い清掃業務、警備業務等について、仕様書の作成方法及び予定価格の算出方法についてのマニュアルを作成するとともに、定期的な研修の実施などにより、事務の効率化を図ってください。

(管財課、高校教育課、特別支援教育課)

イ 一括契約の促進

予算主管課で行う一括契約は、事務の効率化の観点から有効な方法であり、現地機関の負担が軽減されるとともに、経費節減の効果も見込まれることから、積極的に促進を図ってください。

(共通)

(3) 品質の確保等

ア 最低制限価格制度等の導入

委託業務の契約事務において、その競争性はおおむね確保されていると認められるものの、一方で、激しい価格競争により、平成22年度においては、落札率50%未満のものが全調査対象機関で35件あり、そのうち合同庁舎に係るものが5件ありました。

前述4の(10)のエのように、業務の履行不能により契約を解除するに至った事例もあり、業務の品質や継続性が十分確保されているか疑問です。

現在、県庁舎の清掃業務及び警備業務において最低制限価格制度等を試行しているところですが、競争性を維持しながらも、良好な品質を継続的に確保する観点から、県庁舎及び合同庁舎の、上記以外の管理に係る委託業務においても、最低制限価格制度、それに替わる制度等の導入を検討する必要があります。

(管財課)

イ 履行確認の徹底

規則第149条第1項では、「予算執行者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。」と規定されています。

委託業務においても、履行確認を適正に行うのは当然のことですが、特に、前述のような低価格落札の案件については、技術力、問題発生時の人的・物的担保力、継続性等が十分に確保されない虞があるため、定期的に履行状況を確認してください。(共通)

ウ ファシリティマネジメントとしての取組

現在、県有施設等の財産を総合的かつ長期的な観点により、コストと便益の最適化を図りながら保有、維持等を行っていくための「長野県ファシリティマネジメント基本方針」の策定作業を行っていることから、庁舎等の管理業務についても「県有施設の維持管理経費の最適化」の観点から、ファシリティマネジメントとして、積極的に取り組んでください。

(管財課)

(4) 推奨事例

ア 警備業務委託の一括契約

人材育成課及び高校教育課では、機械警備業務委託について、それぞれ、技術専門校7校分については全体で一括契約を、高等学校86校分については12地区ごとに分割して契約を行い、事務の効率化及び経費節減を図っています。

(人材育成課、高校教育課)

イ 公募型見積合わせ方式の活用

警察本部では、事務の透明性及び競争性の観点により、平成22年1月から庁舎管理業務の委託契約について、公募型見積合わせ方式を導入し、警察署などで積極的に活用しています。契約方法は、随意契約でありながらも、委託業務の情報をホームページ等により公開して、県内の者から広く見積書の提出を求める手法となっています。

(警察本部、警察署など)

第4 工事監査

1 実施方針

県が行う建設工事及び建設工事に係る業務委託(以下「工事等」という。)を対象として実施しました。

監査の実施に当たっては、工事等の各段階において、技術的な視点も踏まえて当該工事等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性及び計画性の観点にも留意して実施しました。

2 対象年度及び重点監査項目

公共及び県単独事業に係る工事等のうち、平成22年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

また、本年度は、「建設発生土の処理」を重点監査項目として、調査を実施しました。

3 対象機関及び実施期間

工事監査は、環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関について、平成23年7月7日から11月7日までの間に実施しました。

4 実施状況

対象箇所の中から、下記のとおり建設工事863件、業務委託557件、合計1,420件、472億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：9.5%、抽出金額率：30.1%）。

また、重点監査は、建設工事863件の中から341件を抽出して実施しました。

表－1 監査実施箇所

対 象	区 分	件数	金額（百万円）	重点監査項目 （建設発生土の処理）
工 事	対象箇所全体	9,977	126,237	抽出箇所 341件 うち調査箇所 261件
	監査実施箇所	863	37,194	
委 託	対象箇所全体	4,975	30,788	
	監査実施箇所	557	10,037	
合 計	対象箇所全体	14,952	157,025	
	監査実施箇所	1,420	47,231	
	抽出率（%）	9.5%	30.1%	

5 監査結果

監査の結果、指導事項の4件（予定価格の設定に係る事務処理が適切でないもの1件、その他契約に関する事務処理が適切でないもの3件）については、「第2 監査の結果」にまとめて記載しました。

特に本年度は、工事の変更契約時における契約保証金の扱いに関する同様な事務処理の誤りが3件ありました。これらの該当機関に対しては、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

なお、指導事項に係る機関以外においては、工事等に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

6 重点監査項目：「建設発生土の処理」

環境に対する社会的関心が高まる中、環境への負荷が少ない循環型社会を構築するため、様々な資源の再生利用は不可欠であり、このうち建設工事において副次的に生じる建設副産物※1の再生利用については、公共工事が先導的な役割を果たすことが必要です。

このうち特定の建設副産物の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）が制定され、これを受けて本県では、「長野県建設リサイクル推進指針」（平成14年5月）において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土※2の再資源化等率※3の目標値を100%（平成22年度末）と定めています。

本年度の工事監査においては、これらの状況を踏まえ、「建設発生土の処理」を重点監査項目として、調査を実施しました。

※1 建設副産物：建設工事に伴い副次的に得られた物品であり、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など

※2 建設発生土：建設工事に伴い副次的に得られた土砂

※3 再資源化等率：工事現場から排出された特定建設資材廃棄物等に対する再資源化及び縮減されたものの割合

(1) 建設発生土の処理の現状

重点監査は、4部1局の本庁及び現地機関を対象に、平成22年度内に完成した建設工事箇所から抽出した341件のうち、現場内の発生土量が100㎡以上の261件を対象に行いました。

このうち、現地機関が発注した254件の工事における建設発生土の処理状況は、以下のとおりです。

表－2 調査対象工事数

区 分	対象機関	抽出工事箇所			調査工事箇所		
		合 計	公 共	県 単	合 計	公 共	県 単
環 境 部	1	5	3	2	2	2	0
農 政 部	10	54	44	10	40	40	0
林 務 部	10	60	43	17	49	40	9
建 設 部	16	182	95	87	153	85	68
企 業 局	5	27	0	27	10	0	10
合 計	32	328	185	143	254	167	87

(注) 農政部、林務部の対象機関数は、地方事務所数を重複して記載のため、合計は一致しない。

企業局の工事箇所は、便宜上県単に区分

ア 工事現場内での利用状況

調査の結果、施設や機器更新のため、工事の全てで発生土量100㎡未満であった企業局の南信発電管理事務所、北信発電管理事務所、及び松塩水道用水管理事務所を除く29現地機関が発注した工事における建設発生土の再資源化率※4は94.5%であり、建設

部を除く4部局は、ほぼ100%に近い状況でした。

また、建設部の発注工事についても、建設発生土の土質が悪く、利用に適さない等、再利用が困難な場合を除き、建設発生土が利用されていました(表-3参照)。

※4 建設発生土の再資源化率：工事現場内で使用される土砂に占める建設発生土の割合

表-3 部局別の建設発生土の再資源化率

区分	環境部	農政部	林務部	建設部	企業局	合計
再資源化率(%)	100	99.9	99.6	92.3	100	94.5

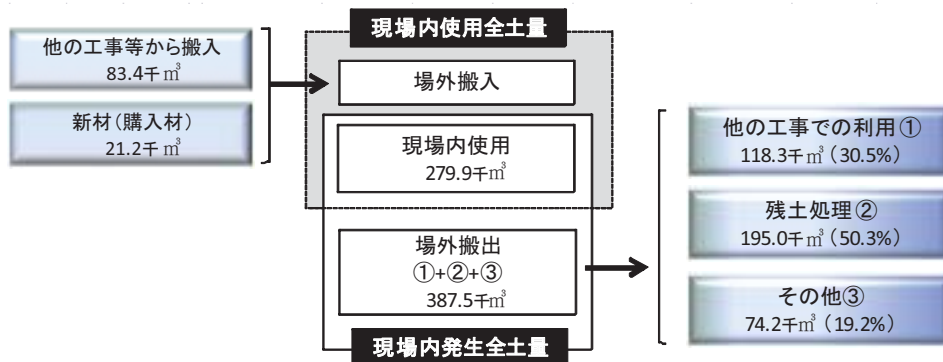


図-1 建設工事における土砂の移動状況(調査工事箇所全体)

イ 場外搬出された土砂の処理状況について

(7) 他の工事での利用状況

建設発生土の他の工事での利用状況をみると、受入先の工事の所在地は、建設発生土を搬出した工事と同一市町村内が最も高い割合で、全体の87%(件数)を占めていました(図-2参照)。

また、受入先の工事は、搬出した工事と同一の発注機関である割合が最も高く、全体の70%(件数)を占めているのに対し、他の県機関の発注工事への搬出は10%未満でした(図-3参照)。

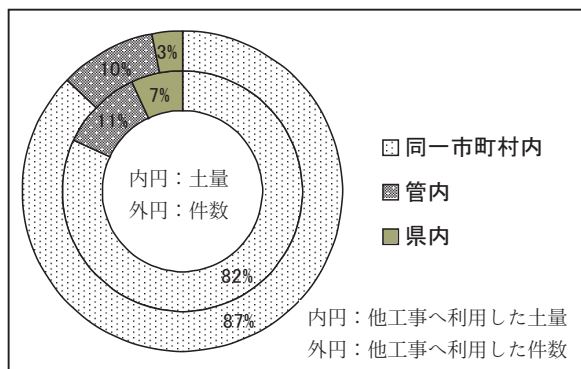


図-2 搬入先工事の所在地

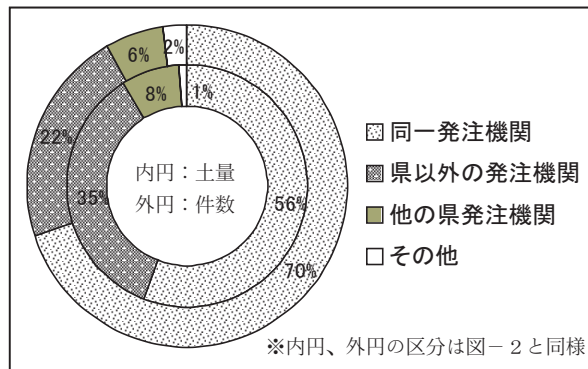


図-3 搬入先工事の発注区分

更に、受入先までの運搬距離をみると、20km以内の件数は全体の9割以上を占め、30km以上の箇所はありませんでした。また、運搬距離が短い箇所への搬出割合は、残土処理の場合と比べ、他の工事へ利用した場合の方が高い状況でした。これらは、発注者が経済性を考慮し、運搬費が安く、かつ現場状況を自らが把握しやすい同一市町村内から工事箇所を指定した結果と考えられます(図-4参照)。

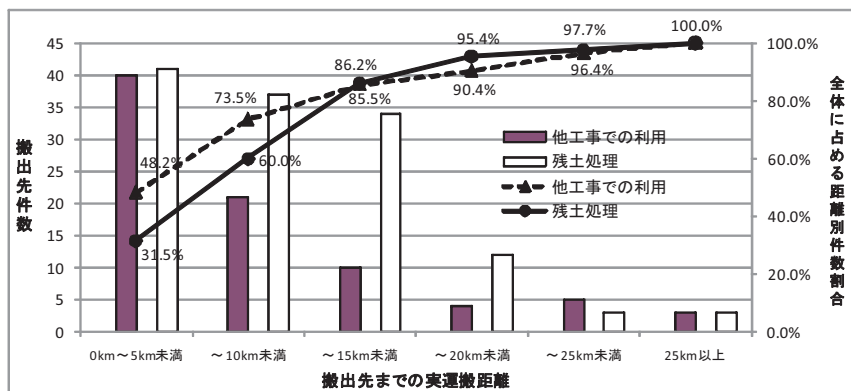


図-4 搬出先までの運搬距離

(イ) 残土処理について

残土処理先の所在地は、他の工事での利用の場合と同様に、工事箇所と同一市町村内が最も多く、全体の79%（件数）を占め、また、その搬出先の所有区分は、受注業者の所有地を含めた民地の割合が最も高い状況でした。その反面、県有地へ搬出割合は4%（件数）と最も低く、その他として骨材プラント等への搬出も9%（件数）ありました（図-5、図-6参照）。

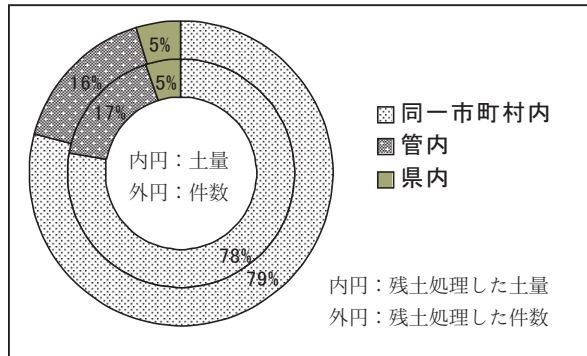


図-5 残土処理先の所在地

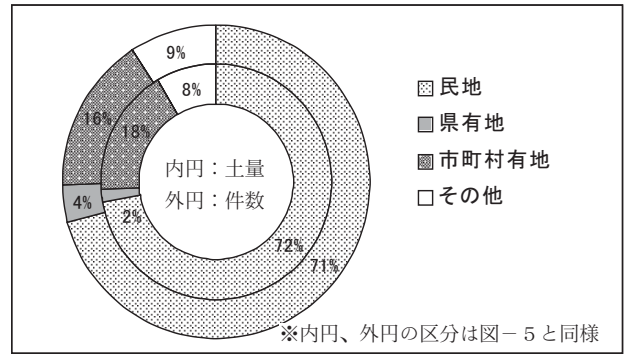


図-6 残土処理先の所有区分

次に、これら残土処理された建設発生土が再利用されなかった理由についてみると、「土質が再利用には適していない」が残土処理量全体の6割強を占めていました。とりわけ土質が悪く、再利用に向かない土砂については、その受入先の確保が課題となっており、処分費を払って民間業者に処理を委託していました。

また、その他の理由には、「建設発生土を受け入れる工事箇所の情報が無い」といった発注者側に情報が不足していることを挙げる箇所もありました（表-4参照）。

表-4 再利用されなかった理由

再利用されなかった理由	件数		土量	
	件数	構成比	千m ³	構成比
受入れができる工事そのものがない	48	36.9%	49.1	25.2%
搬出される建設発生土の土質が再利用には不適である	46	35.4%	120.2	61.6%
受入れ可能な工事に関する情報が無い	15	11.5%	9.2	4.7%
搬出時期が搬出先の工事の工程と合わない	11	8.5%	10.2	5.2%
その他（運搬コストがかかるなど）	10	7.7%	6.3	3.2%
合計	130	100.0%	195.0	100.0%

(注) 土量の構成比は、端数処理の関係上100%と一致しない。

(ウ) その他の処理について

残土処理以外の処理としては、地元の要望を踏まえ、農地のかさ上げや耕土としての活用などの事例が見られ、これらの量は場外搬出される全体量の約19%を占めていました。

(2) ストックヤードの設置状況について

県発注機関が管理する建設発生土のストックヤード※は、5事務所12箇所（平成22年度末）でしたが、その一方で、発生土量が少ない、管内に受入れ可能な工事箇所がある、市町村のストックヤードを利用できるなどの理由から、ストックヤードを必要としないとする機関もみられ、その必要性に対する意識には発注機関の間で差がありました。

※ ストックヤード：建設発生土を有効活用する目的で受け入れ、又は、受け入れた土砂を再利用のため搬出できる施設

(3) 総括意見

今回の調査結果から、工事現場内で使用される土量の90%以上は、建設発生土が使われており、また、場外搬出された建設発生土も、農地のかさ上げなど建設工事以外での利用も含め、土量の約50%が利活用されるなど、各発注機関では、建設発生土の再利用への取組がなされていました。

今後は、場外搬出された土量の半分を占める残土処理された土砂について、より一層の利用拡大等を図るため、以下の項目に留意してください。

ア 減量化に向けた取組の継続

建設発生土の処分先確保が厳しい現状において、その発生量を削減することは重要です。

各発注機関では、表-5のとおり建設発生土の減量化、再利用に向けた取組は行われていますが、建設技術の進歩は目覚ましいことから、新技術の採用も含め、引き続き減量化に取り組んでください。

表-5 建設発生土の減量、再利用に向けた取組

取組内容	実施機関数※
建設発生土の受入先工事との工程調整	18
切土と盛土のバランス調整	15
市町村との連絡調整会議の開催	12
発生抑制工法の採用	7
その他(新工法の採用、ストックヤードの整備など)	8

※ 複数回答可とし、地方事務所内の発注機関は、課ごとに集計

イ 再利用に向けた搬出先の広域化

国の発注機関に対する通知「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月)では、「工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の工事現場(民間建設工事を含む)へ搬出する。」としており、経済性にかかわらず再利用の観点から、一定の運搬距離を認めています。また、他県においては、現場内利用できない場合は50km範囲内にある工事間利用を図ることを、要綱に明記している例もあります。

一定規模以上の建設発生土が発生する場合には、工事間の利用を優先し、近傍に工事箇所がない場合は、隣接する地域や他部局など、発注機関の対象範囲を拡大した中で活用先を検討してください。

ウ 発生側と受入側との情報共有

建設発生土に関する情報には、建設発生土情報交換システム※(以下「情報システム」という。)があり、県では、地方事務所や建設事務所など30機関(平成22年度末)に導入されています。

情報システムの運用に当たっては、使用料を見直しするなど、コスト面での取組は評価できますが、認知度は低く、利用も低調な状況です。そのため、この情報システムについて、各発注機関への周知を図るとともに、一層の利用促進に向けた提言を行うことも必要です。

また、場外搬出土が供給過多である状況を踏まえ、特に土砂が必要となる場合について、異なる発注機関など幅広く情報共有を図ってください。

※ 建設発生土情報交換システム:建設発生土の公共工事間での利用促進を目的に、建設発生土の利用に関する最新情報を提供するもので、(財)日本建設情報総合センターが運営し、全国の公共工事で利用できるオンラインによる情報システム

エ 事業未利用地等を活用した一時仮置場の設置

公共事業の減少による工事箇所数の減少から、工程に影響されず建設発生土を搬入搬出できるストックヤードの有効性は増していると思われます。

県発注機関が管理するストックヤードは、5事務所12箇所ありましたが、新たな整備には、そのための財源や用地の確保、地元理解、設置後の維持管理など課題が多いことも事実です。

そのため、既に一部機関で実施されているバイパスの未供用地の活用など、工事に利用可能な良質土の一時的な仮置き場所として、事業未利用地の活用を検討してください。

オ 経済性を考慮した建設発生土の処理

- ・ スtockヤードの中には、今後一定期間借地した場合の借地料の累計額が、用地買収した場合の額を上回るケースも見られることから、借地が長期間となる場合には、地権者の意向や維持管理等も踏まえた上で、用地買収することも選択肢として考慮する必要があります。
- ・ 一般的に、残土処理を行う工事では、設計に発注者があらかじめ決めた搬出先までの運搬費を計上しますが、応札者の中には、より近傍に処分地を確保できる場合もあることから、残土の運搬処理が主となる工事においては、搬出先や処分方法が提案できるプロポーザルによる入札方式も検討してください。

7 推奨事例

- (1) 会計局検査課による指導監査の対象にはならないものの、工事成績評定点の対象となる規模の工事については、独自に所内職員による途中段階の監査を実施しており、内部牽制の充実を図っています。(佐久地方事務所農地整備課ほか)
- (2) 倒木の撤去工事において、撤去した木の枝葉は産業廃棄物として処分する一方、幹については3m程度に切断して集積し、地元町村と共同して希望する地域の住民に無償配布しており、資源の有効利用と処分費の軽減を図っています。(木曽地方事務所林務課)

第5 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。